



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ ⑭ ●  
利用者負担軽減・介護予防

## サービス利用料の 軽減制度

利用者負担を軽減するため、次のようなサービス利用料の軽減制度があります。

### ① 食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所（ショートステイ）利用時にかかる食費・居住費（滞在費）を軽減するものです。

対象者	住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方
-----	-------------------------

### ② 訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護（ホームヘルパー）を利用したときの利用者負担（サービス費用の10%）を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方（生活保護を受けている方を除く）
-----	--

### ③ 社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用負担額の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入（仕送りや非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額などの条件があります。
-----	---

### ④ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担額の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方（生活保護受給世帯に属する方を除く）
-----	------------------------------

### ● 申請手続について

利用者負担額の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係（本庁）や総合窓口第2係（佐賀支所）、またはケアマネジャーにご相談ください。

### ● 有効期限と更新手続について

有効期限は、申請のあった月の初日から翌年7月末まで（4～7月申請の場合、その年の7月末まで）です。

現在、軽減を受けている方も、7月中に再度申請（更新手続）が必要です。

更新の対象となる方にはお知らせしますので、お早めに手続きをお願いします。

## 「通所型短期集中運動機能向上サービス」で介護予防

「通所型短期集中運動機能向上サービス」は、黒潮町介護予防・日常生活支援事業の第1号事業のひとつとして、平成29年3月に開始しました。これまでのところ、利用者のうち約7割の方に運動機能や生活機能の改善が見られます。

【概要】3カ月間、週2回、専門職が運動機能向上プログラムを実施することで、介護予防、介護状態の軽減・悪化の防止を図ります。

【目的】運動機能の向上はもちろんのこと、サービス提供期間中に、セルフケア（自己管理）に向けた学習を行うことで、動機付けと、サービスの終了後においても、各自が継続的に生活機能を維持していく意識の向上を目指します。



指導のもと運動する利用者

### ■対象者

- ・要介護認定において「要支援1」または「要支援2」と認定された方
- ・基本チェックリストにより支援が必要と判断された方（「事業対象者」と呼びます）

入院中あるいは自宅静養中に筋力が弱って歩行状態が悪くなった。  
以前は歩いて行けたスーパーまでしんどくて行けなくなった。  
お風呂に入るのに足が上がらなくて浴槽をまたげない。

このような症状がある方は、一度、地域包括支援センターまでご相談ください。



※専門職などによるカンファレンス（検討会）で適当と認められた方のみ利用できます。

### ■サービス内容

ストレッチ体操、器具を用いた下肢筋力向上運動、体力測定、セルフケアに向けた学習



ステップ運動



足ふみ運動



立位ストレッチ



### ■サービス提供事業所 デイサービスセンター浮鞭（黒潮町浮鞭3954-1）

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

- お問い合わせ 利用者負担軽減について 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116  
介護予防事業について 本庁 健康福祉課 地域包括支援センター ☎43-2240